

議案第73号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。